7. 広報おうめ (7)元 . 1

く)も必ず申告れている方を除

支援金分

1.80%

9,600円

190,000円

してください。

なお、軽減を

5. 70%

26,600円

610,000円

者として申告さ

2割軽減

世帯全体の所得が 33万円+〈(国保加 入者数+特定同一世帯 所属者数)×51万円〉 以下

す。また、納期限から一定

保険税の納付が困難に

平成30年中

162万円

230万円

195万円 282万円 8,210円

3割負担から1割負担に

ご相談ください

一部納付額

(月額)

4,100円

ない場合は督促を行いま

納期限を過ぎても納付が

介護分

請などの手続き

は必要ありませ

令和元年度の税率等

令和元年度軽減対象世帯

5割軽減

世帯全体の所得が 33万円+〈(国保加 入者数+特定同一世帯 所属者数〉×28万円〉 以下

被保険者均等割額

世 帯 全 体 の 所 得 が 3 3 万円以 下

民健 康 皆さんの保険税で保険を支えているの ■非自発的失業者の すは

■令和元年度の ・ 会和元年度の ・ 会和元年度国民健康保 ・ 会和元年度国民健康保 ・ 会和元年度国民健康保 ・ 会和元年度国民健康保 ・ 会和元年度国民健康保 ・ 会和元年度 ・ 会和元年度 会和

たし失業等給付を受ける

次の要件をすべて満

※資格喪失後、再び国保に

保を脱退すると終了しま 康保険に加入する等、 象となりますが、

他の

加入した方は、軽減期間

内であれば再度対象と

なりますので手続きをし

てください。

する方、新たに希望する の免除・納付猶予を希望

万は申請してください。

受給資格期間 老齢・障 の1免除があります。 保険税の軽減制度

国保事業の安定的な運営 元年度の税率等は表1の **国民健康保険**移

を図るため、納税通知書の

額以下の世帯を対象に、保平成30年中の所得が一定 割額)を減額する制度です。 険税の一部(被保険者均等 ■均等割額の軽減 ニエンスストアでも納付で 軽減期間 軽減額 前年の給与所得の 100 分 の 30 間満了などにより離職し 翌年度末 た方)【離職理由コード

33 34

力をお願いします。コンビ

▽特定理由離職者(雇用期

21, 22, 31, 32

職理由コード…11、12、

解雇などの事業主の都合

限内の納付にご理解とご協 健康保険税(保険税)の期 納期限を確認のうえ、国民

※国保加入中は軽減期間中 ※雇用保険の失業等給付を 受ける期間とは異なりま

課で口 ■保険税を滞納すると

※特定同一世帯所属者数…国保に加入していた方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行したあとも75歳未満の方で引き続き国保加入者がいる世帯の場合は移行した後期

すので、 世帯に限られま ない方(被扶養 、所得が

得申告を済ませている 1. 65% 9,800円 160,000円

保の加入者全員が住民税の

(表2参照)

い世帯主も含む)

および国世帯主 (国保加入者でな

に就職しても引き続き対

金が加算されます。それで の期間が経過すると、延滞

■納税通知書を とおりです。 7月初旬に送付します

▽特定受給資格者(倒産・ ①離職日が平成21年3月 ②離職日に65歳未満の方 記載される離職理由が次 のいずれかの方 「雇用保険受給者証」に 31

手続き方法 ■保険税の納付は 資格者証、保険証、世帯 1階)へお越しください。 え、保険年金課(市役所 分かるものをお持ちのう 主の認め印、個人番号が 雇用保険受給

口座名義人の預貯金通帳、 便利です。希望する方は、 む場合は、あらかじめ収納 取り扱い金融機関に申し込 納課(市役所1階)で手続 書をお持ちのうえ、市内の 税ができ、納め忘れがなく 取り、手続きをしてくださ きをしてください。市外の 取り扱い金融機関または収 通帳の届け出印、納税通知 口座振替は、自動的に納 座振替依頼書を受け 便利な口座振替で

離職日の翌日

帯主それぞれの審査対象 本人、配偶者および世

■納付が困難な方は となる所得 (表1参照)

ん。

害やその他特別な事情によ 問い合わせ 金課へお問い合わせくださ あります。詳細は、保険年 は、減免対象となることが り納付が著しく困難な場合 なった場合は必ず収納課へ ご相談ください。また、災 保険年金課資 免除・納付猶予を 受けたい期間 審査対象 年度

元年7月~2年6月

57万円

93万円

141万円

※申請時点から2年1か月前までの期間(すでに 保険料が納付済みの月を除く)について申請で きます。

所得の目安

92万円

142万円

 4分の1免除
 189万円 247万円 335万円 12,310円

 ※2人世帯は、夫婦のみで、夫婦のいずれかに所得がある場合

 ※4人世帯は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のいず

がめる物ロ 64人世帯は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のいず れかに所得があり、子は16歳未満の場合

令和元

表 2

免除等の種類

全額免除· 付猶予

を添えて申請してくださ

4分の3免除

免除・納付猶予申請の手続きは7月から令和元年度分の国民年金保険料の

予を承認されている方の 承認期間は令和元年6月 金保険料の免除・納付猶 令和元年度分も保険料 平成30年度分の国民年

成30年度分)全額免除。 ◆継続申請を希望した方 令和元年6月まで(平 給資格期間に含まれま 害・遺族基礎年金の受

◆申請手続きに

8月1日までに新しい後

の割合が変わる方には

※収入額が表2の基準額

せん。
せん。

部負担金(自己負担)

提示が必要 や個人番号

です。

カード等)の (通知カード

期高齢者医療被保険者証

を送付します

負担割合が

1割の方へ

後期高齢者医療保険

が日本年金機構から7月 も自動的に審査し、結果 た方は、申請をしなくて の「継続申請」を希望し 納付猶予を承認されてい 末以降、順次送付される 予定です。 申請時に翌年度以降

※希望した方でも失業等 除が承認されている方 免除および4分の1免 の理由で承認された方 や4分の3免除、半額 は申請が必要です。

> 書留・転送不要郵便で7 は、新しい保険証を簡易 参照)が変更になる方に

全員が住民

に交付されて 元年7月31

年金額の計算 老齢基礎 受給資格期間

老齢・障 給資格期間に含まれ 害・遺族基礎年金の受

年金額に計算されませ

金 係

青梅年金事務所☎30 険 (市役所1階)、

受けることができます。 とができ、承認されると が一定額以下(表2参 全額免除や一部免除を 照)であれば申請するこ 一部免除は、4分の3免

年金額の計算 定められ が計算されます。 た率で減額された金額

②納付猶予制度 受けることができます。 承認されると納付猶予を 以下 (表2参照) であれ 得 (表1参照) が一定額 ぞれの審査対象となる所 ば申請することができ、 方で、本人、配偶者それ 学生を除く50歳未満の

◆手続き場所

年金課国民年

◆失業を理由とする方

保後

険期

料高 額鯑

通者 知医 • 療 保保 険険

証の **ത**

負

割 合

せていて、まだお持ちで

令和元年度後期高齢者医

療保険料額決定通知書を

7月中旬に送付します

支払い金額と納付方法

等、パスポ

(運転免許証)際は、本人

号カード等)

とマイナン

除、半額免除および4分 度がありますので、雇用 退職者本人の所得を除外 6月までの期間に限り、 票等の失業していること 保険受給資格者証·離職 ら退職した年の翌々年の を確認できる公的機関の 日退職の場合は翌月)か 証明をお持ちください。 して審査する特例免除制 退職 (失業) した月 (末

ています。お手元に届き

や納期限などが記載され

ましたら、

内容をご確認

できる書類

バー(個人番号)が確認

ください。

用保険受給資格者証・離動車運転免許証等)、雇要)、本人確認書類(自 とを確認できる公的機関 の証明の写し 職票等の失業しているこ 金番号が分かる納付書 由とした特例免除制度の 人が署名する場合は不 等、世帯主の認め印 年金手帳または基礎年 必要なもの (失業を理 本

前年中の所得および収入

す。現在お持ちの減額認 証)の更新は8月1日で

額減額認定証(減額認定

限度額適用・標準負担

定証の有効期限は、平成

ん。

8月1日を基準日として 自己負担の割合は、毎年

により判定しています。

自己負担の割合 (表1

31年7月

31

問い合わせ

載内容をご確認くださ 課に返信用封筒で返送し てください。 手元に届きましたら、記 中旬に発送します。 8月以降、保険年金 現在お持ちの保険証

をそのままお使いくださ が変わらない方は、現在 お持ちの保険証(青竹色) なお、自己負担の割合

収入金額を証明できる書 類(確定申告書の写し等) 請書を送付しています。 す(基準収入額適用申請) 変更できる場合がありま には、基準収入額適用申 該当すると思われる方

表1		
所得 区分	令和元年度住民税課税所得 (平成30年中の所得から算出)	自己 負担の 割合
一般	同じ世帯の後期高齢者医療 被保険者全員がいずれも 145万円未満の場合	1割
	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に1 4 5万円以上の方がいる場合	3 割

表 2				
後期高齢者 医療保険 被保険者数	収入判定基準 (平成30年中の収入で判定)			
世帯に1人	収入額が383万円未満 ※383万円以上でも、同世帯に 他の医療保険制度に加入の70 ~74歳の方がいる場合は、そ の方と被保険者の収入合計額が 520万円未満			
世帯に複数	収入合計額が520万円未満			

されます。世帯全員が住 に提示すると、保険適用 減額認定 の食費が減額 自己負担限度 証を医療機関 申告を済ま

する必要はありません。 万下旬に送付い減額認 ていて、世帯 日です。すで 日または令和 改めて申請 の被保険者と同じ世帯に い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係

定証を7月

しますので

である被保険者およびそ 税課税所得が90万円未満 れます。令和元年度住民 自己負担限度額が適用さ と、保険適用の医療費の 金課へお問い合わせくだ 持ちでない方は、保険年 いる被保険者で、まだお 医療機関に提示する

または令和元年7月31日限は、平成31年7月31日 限度額認定証を7月下旬 の限度額認定証の有効期 申請する必要はありませ に送付しますので改めて る被保険者には、新しい 被保険者と同じ世帯にい 課税所得が69万円未満で いて、令和元年度住民税 月1日です。現在お持ち お問い合わせください。 ない方は、保険年金課 ある被保険者およびその です。すでに交付されて 度額認定証)の更新は8 負担割合が3割の方へ 限度額適用認定証(限